



# フードデリバリー業界における 特定受託事業者取引適正化法への対応および論点

---

2023年9月26日

一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会

1. 日本フードデリバリーサービス協会 (JaFDA) の概要
2. 配達員との契約関係
3. フードデリバリー配達員の業務状況
4. 検討いただきたい論点

フードデリバリーサービスが抱える様々な可能性と課題に対して、業界横断で対応し、更なるサービスの発展・向上、新たな社会・生活の振興を図るため、2021年2月に設立。

## 協会概要

名称： 一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会

略称： JaFDA

設立日： 2021年2月3日

代表理事：末松 広行(元農林水産省事務次官)

### 目的：

フードデリバリー業界が抱える諸課題に対して、業界全体で取り組むことで健全な発展を促す。

利用者に安心・安全にサービスをご利用いただく環境を事業者間で連携して整備することで、サービス水準の確保と信頼性の向上を図っていく。



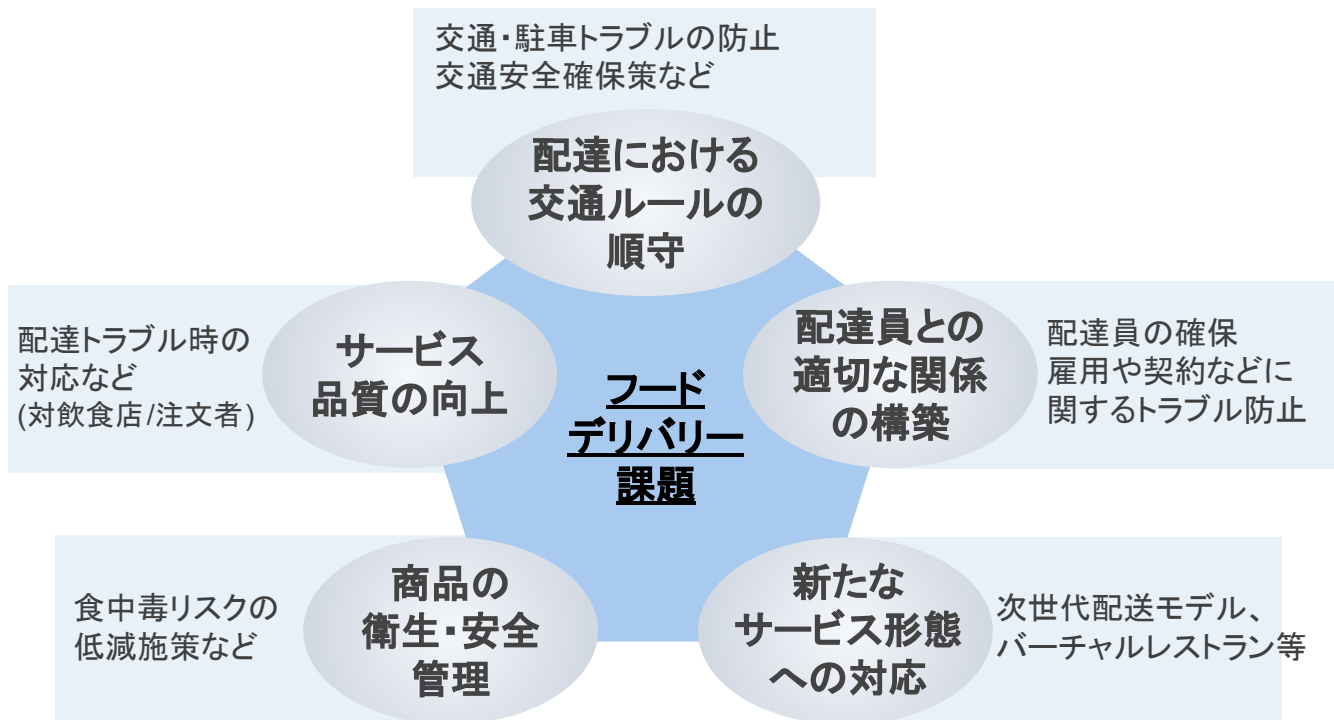
オンライン設立発表会の様子 (2021.2.3)



フードデリバリーのマッチングサービスを提供する 8 社が会員となって活動している。

企業名 (正会員A B順 / 五十音順)	サービス名	開始時期	展開地域	配達員数	登録店舗数
Uber Eats Japan 合同会社	Uber Eats	2016年9月	47都道府県	10 万人以上	10 万店以上
株式会社出前館	出前館	2000年10月	47都道府県	非公表	10 万店以上
menu株式会社	menu	2020年4月	33都道府県	非公表	9 万店以上
株式会社ライドオンエクスプレスホールディングス	fineDine	2008年8月	1都1県 (東京都・神奈川県)	非公表	非公表
Wolt Japan株式会社	Wolt	2020年3月	24都道府県	非公表	非公表
株式会社Chompy	Chompy	2020年	東京	非公表	1,100店以上
スターフェスティバル株式会社	ごちクル	2011年6月	47都道府県		
日本フードデリバリー 株式会社	くるめし弁当	2009年8月	1都1道2府9県	非公表	700店以上

交通ルールの遵守、配達員との適切な関係性の構築、サービス品質の向上などの課題に対し、業界横断で指針や自主ルールを作成し、フードデリバリー産業の健全な発展を図っている。



## 主なアウトプット

交通安全委員会の立ち上げ・  
ガイドラインの策定

自治体や各都道府県の警察本部と  
連携した交通安全に係る啓発

軽乗用車を活用した配達にかかる  
政策提言

労災保険特別加入制度拡大に  
係る要望の提出

配達パートナー就業環境整備  
委員会の立ち上げ・ガイドラインの策定

フリーランス新法、フリーランスの労働  
安全衛生に係る議論等への参加

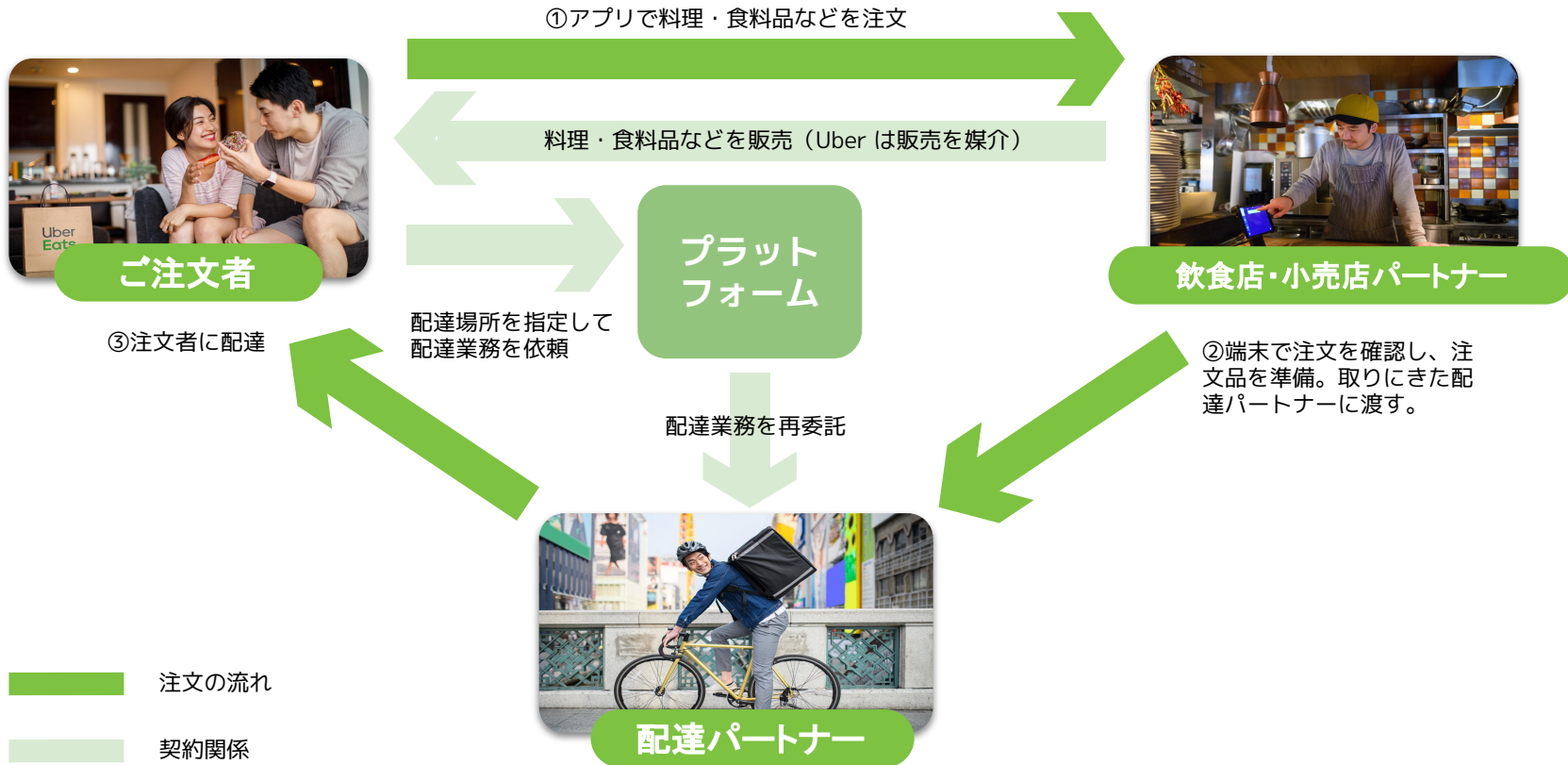
1. 日本フードデリバリーサービス協会 (JaFDA) の概要
2. 配達員との契約関係
3. フードデリバリー配達員の業務状況
4. 検討いただきたい論点

# ビジネスモデルおよび配達員との契約関係

プラットフォーム事業者が配達員に配達業務を委託する形態、プラットフォームの仲介により飲食店が配達員に配達業務を委託する形態など、様々な関係が存在する。

類型	個人業務委託型	個人業務仲介型	店舗側配達型	法人業務委託型
PF事業者	業務委託	仲介	— (注文時仲介)	業務委託
配達パートナー	業務受託 (個人事業主)	業務受託 (個人事業主)	被雇用 (アルバイト)	被雇用 or 再受託
飲食店	—	業務委託	雇用	—
運送事業者	—	—	—	雇用 or 業務受託
該当する会員企業	Uber Eats、出前館、 Wolt	menu	REX、Uber Eats、出前館	Uber Eats、出前館、 menu、Wolt

# プラットフォーム事業者が配達員に配達業務を委託する形態





## 基本契約: 配達員がプラットフォームに登録する際に合意する利用規約

- 委託するサービスの概要、報酬の種類や支払い方法、個人情報の取り扱い、解約条件などの基本的な事項を定める。一部の事業者は、報酬の算定式を基本契約で明示している。

## 個別契約: 個別の委託・仲介時に提示

- おおよその配達距離、所要時間、一部事業者では想定報酬額などを記載。
- 提示された条件を見て、配達員は受託するか否かを選択することができる。
- 報酬額の決定方法は事業者によって異なるが、配達距離、所要時間、需要・供給のバランスなどを考慮した算定式で決定される

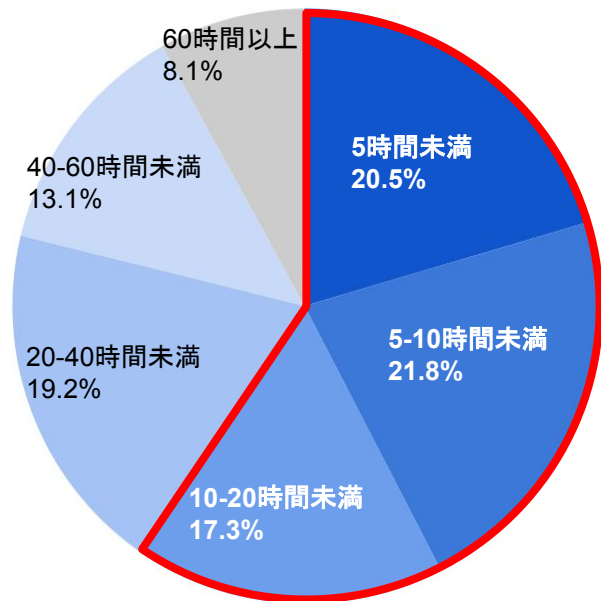


1. 日本フードデリバリーサービス協会 (JaFDA) の概要
2. 配達員との契約関係
3. フードデリバリー配達員の業務状況
4. 検討いただきたい論点

約60%の配達員は、1週間の就業時間が20時間未満。

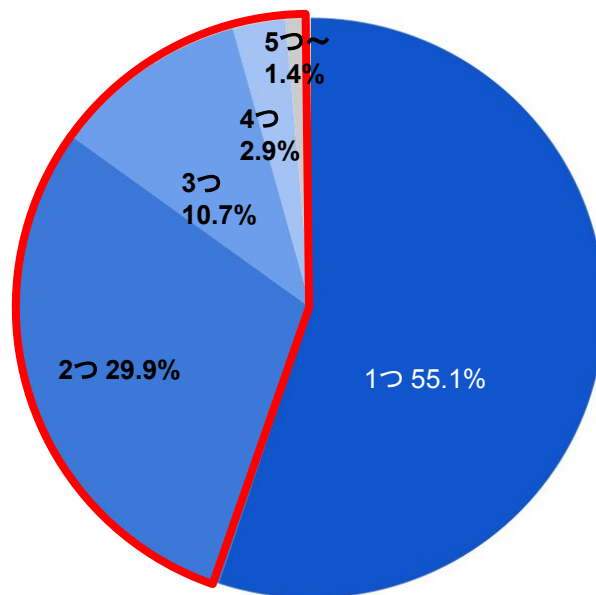
約45%の配達員は、2つ以上のプラットフォームを利用しており、特定の事業者への依存度は限定的。

一週間の平均稼働時間  
(有効回答数 13,844)



※直近1ヶ月。直近1ヶ月に業務を行っていない場合は、最後に業務を行った週

直近一か月で稼働したプラットフォーム数  
(有効回答数 13,333)

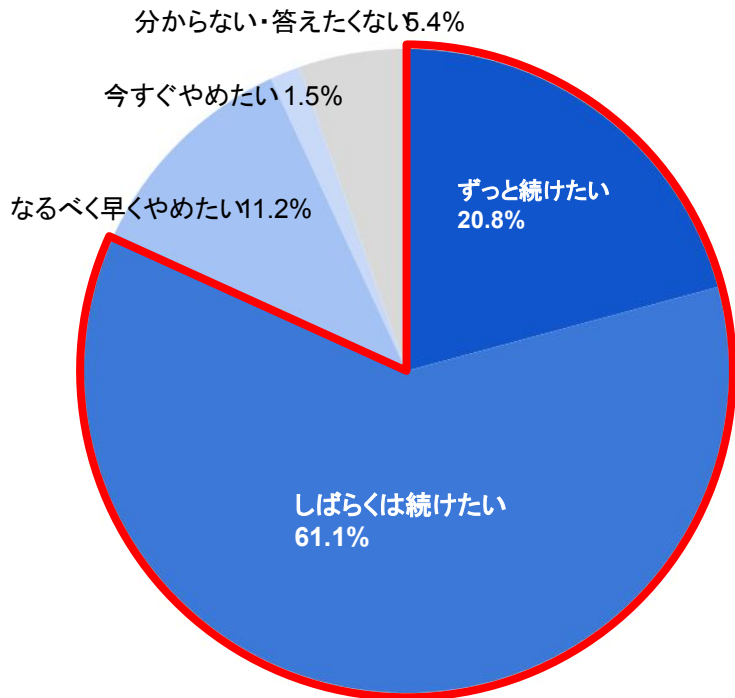


※「直近1ヶ月は稼働してない」を除いた回答者

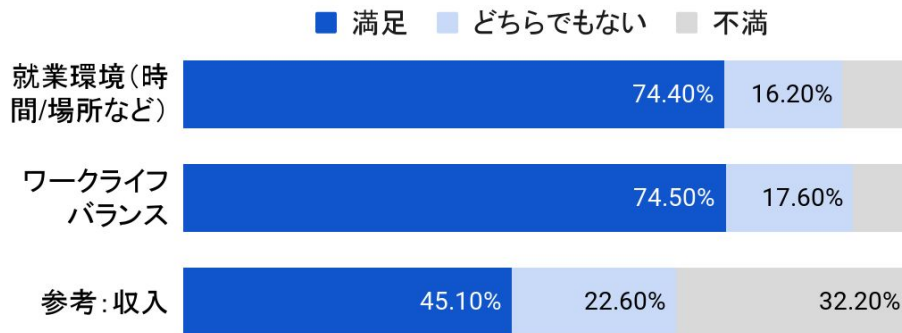
# 配達員のフードデリバリー業務に対する考え方

大多数の配達員は、自由で柔軟な働き方を今後も続けていきたいと考えている。

フードデリバリー配達業務の継続意向 (有効回答数 13,844)



今の働き方に対する満足度 (有効回答数 13,844)



- いつでも自由に働ける事にメリットを感じます。よく個人事業主か雇われているかの補償の事で論争が行われていますが、不満がある人はピザや寿司などのデリバリーでアルバイトや社員で雇われて働けばいいだけの事。自由に働けず、シフトなどの制限があるのであれば、私は配達員をやっていない。 (30代)
- これまで一般企業の正社員で働いていましたが2人目出産後の社会復帰に関してやはり子持ちの立場では意見も言いづらく疎外感がありました。・・・個人事業主は全責任が自身にあるので緊張感のある毎日ですが、サポートの方も丁寧に指導して下さいますし何より少しの時間でも稼働できるのは今の私にとっては魅力的ですもう少し子供が大きくなるまでは続けたいと思っています。 (20代)

フリーランス新法の策定に先駆け、下請法を参照して配達パートナーの就業環境整備に向けたガイドラインを策定し自律的に対応。

## 策定目的:

配達員が個人事業主として配達業務に当たる新しい働き方の広がりに伴い、フードデリバリー事業者において配達員との適正な関係を構築し、配達員にとって安心・安全な就業環境を整備する。

## 規定事項:

- 配達員の登録及び登録停止の適正化
- 配達員の配達業務の条件の適正化
- 配達員による適正かつ円滑な業務遂行のサポート
- 配達員が安心・安全に働ける環境の整備

## 策定経緯:

JaFDA内に設置された配達パートナー就業環境整備委員会において、2021年11月から議論を開始。  
9回の会合を経て、2022年3月のJaFDA理事会において決定。

公表: 2022年3月29日

## 委員会構成:

委員長	大内伸哉(神戸大学教授、JaFDA理事)
副委員長兼事務局	出前館、menu、Uber Eats
会員企業委員	Uber Eats、出前館、menu、ライドオンエクスプレスホールディングス、Wolt Japan、エニキャリ、DiDi Food、DoorDash Technologies Japan
外部専門家委員	プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会
オブザーバー	厚生労働省 雇用環境均等局 在宅労働課 農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課 国土交通省 自動車局 貨物課
ゲストスピーカー	公正取引委員会 経済取引局 総務課 経済調査室

# 配達員ガイドラインによるフリーランス新法への対応

JaFDAガイドラインは、事前書面交付や報酬支払期限、各種禁止行為など新法が定める規定を含んでいる他、アカウント停止条件の提示や保険の付保など事業特有の規定も盛り込んでいる。

項目		フリーランス新法	下請法	JaFDAガイドライン
契約内容の明示	発注書面の交付	○	○	○
	取引記録の書類の作成及び保存	—	○	○
支払遅延	期日における報酬の支払い・支払遅延	○	○	○
	遅延利息	—	○	—
その他の禁止行為	受領拒否	○	○	○
	減額	○	○	○
	返品	○	○	非該当
	買ったたき	○	○	○
	購入利用強制	○	○	○
	報復措置	○	○	—
	有償支給材の早期決済	—	○	非該当
	割引困難手形	—	○	非該当
	利益提供要請	○	○	○
	不当なやり直し	○	○	○
就業環境の整備	募集情報の的確な表示	○	—	○
	育児・介護等の両立への配慮	○	—	—
	ハラスメント行為に関する体制整備	○	—	—
	中途解除等の予告	○	—	○
追加条項	登録アカウント停止条件の提示	—	—	○
	保険の付保	—	—	○

1. 日本フードデリバリーサービス協会 (JaFDA) の概要
2. 配達員との契約関係
3. フードデリバリー配達員の業務状況
4. 検討いただきたい論点

## 第三章(特定受託業務従事者の就業環境の整備)

### 第13条(妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)関連

#### 継続的な業務委託の定義について

- アプリに登録(基本契約を締結)したものの実際の配達(個別契約)をしない配達員や、長期間配達を中断しているもののアカウントだけ保持する者も多い。そのような配達員については、「継続的業務委託」の趣旨に適さないことから、追加の義務を課さない方向で検討いただきたい。
  - 登録だけして稼働していない配達員は多数に上り、人数規模的にも非常に大きなものとなっている。

#### 必要な配慮の内容について

- 出産・育児・介護との両立への配慮に関する「必要な配慮」につき、指針等において、事業者が参照できる具体的な対応例を示して頂きたい。
- フードデリバリーは、個別案件の受託を都度選択できる働き方のため、育児介護等の事情による解約などの懸念は特段ない。一方で、稼働実績の多い特定受託業務従事者に追加の特典や報酬を付与するような仕組みまでを禁止するものではないことを確認させて頂きたい。



## 第14条1項(業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等)関連

### 相談対応について

- ハラスメント対策に関する「相談に応じ、適切に対応するために必要な体制」については、チャットやメールによる相談対応も許容するなど、インターネット・アプリ上でほぼ全ての取引が完了する業態を含む事業者の実態を考慮し、その自主的な取り組みを尊重することとし、指針等において、事業者が参照できる具体的な対応例を示して頂きたい。

## 第16条1項(解除等の予告)関連

### アカウントの一時停止について

- アカウントの一時停止については「契約の解除」に当たらず事前予告義務の対象外である旨を明確にして頂きたい。
- なお、一時的な停止を行う場合としては、事件・事故調査(交通事故の他、違法行為や不正行為が疑われる場合の調査を含む)、身分証明書等の提出書類の期限切れ(有効な書類が再度提出されるまでの停止)などが考えられる。

## 第16条1項(解除等の予告)関連つづき

### 事前予告の例外について

- フードデリバリープラットフォームでは、以下のような場合は配達員への事前予告が困難又は不適切であることを前提に、基本契約において即時解除事由として規定し、事前予告なく契約解除できることとしている。このような場合について、「災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合その他の厚生労働省令で定める場合」として、事前予告義務の例外事由として頂きたい。
  - 配達員の帰責事由に基づいて解除される場合(労働基準法 20条但書を参照)
    - 登録時・稼働中に違法行為や不正行為を行う
    - また、そういった行為を認識して事業者が行う捜査への協力を拒否する
  - 第三者に不利益が及ぶ可能性がある場合
    - 注文者や飲食店スタッフへの暴力行為や不適切な行為、差別的な言動が報告される
  - 捜査機関等から要請があった場合
  - 安全な業務遂行に支障が認められる場合
  - 特定業務委託事業者の事業運営に支障が生じるおそれがある場合
    - 配達員の自己破産、差し押さえなどにより送金が出来なくなる

## 【ご参考】第16条1項(解除等の予告)関連つづき

### 事前予告の例外について

なお、全ページの追加要望事項に記載した帰責事由に関し、労働基準法 20条但書の「労働者の責めに帰すべき事由」について示されている解釈例規(昭 23.11.11基発第1637号、昭31.3. 1基発第111号)は下記の通り。

認定基準:

- ① 会社内における窃盗、横領、傷害等刑法犯に該当する行為があった場合
- ② 賭博や職場の風紀、規律を乱すような行為により、他の労働者に悪影響を及ぼす場合
- ③ 採用条件の要素となるような経歴を詐称した場合
- ④ 他の会社へ転職した場合
- ⑤ 2週間以上正当な理由がなく無断欠勤し、出勤の督促に応じない場合
- ⑥ 遅刻、欠勤が多く、数回にわたって注意を受けても改めない場合

\* 認定にあたっては、個々の例示に拘泥することなく総合的かつ実質的に判断することとされ、就業規則等に規定されている懲戒解雇事由についてもこれに拘束されることはないとされている。

## 第16条1項(解除等の予告)関連

### 理由開示の例外について

- 以下のような場合について、「第三者の利益を害するおそれがある場合その他の厚生労働省令で定める場合」として、理由開示義務の例外事由として頂きたい。
  - 第三者に不利益が及ぶ可能性がある場合
    - 理由の開示が、第三者のプライバシー保護に関わる
    - 理由の開示が、通報などを行なった第三者への報復行為などにつながり得る
  - 捜査機関等から要請があった解除であり、理由の開示が捜査に影響を与える可能性がある場合
  - 特定業務委託事業者の事業運営に支障が生じるおそれがある場合
    - 理由の開示によって不正行為を助長する

### 理由開示の方法について

- 契約解除の理由については、「厚生労働省令で定めるところにより」開示しなければならない旨が定められているところ、上記第3条第2項と同様の趣旨から、電磁的方法による開示を認めて頂きたい。